資料２

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて

１　現行の守山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について

(1)　基本計画の概要

○基本理念　　『地球環境にやさしい持続可能な循環型社会』の実現
○基本方針　　(1) ３Ｒの推進　　(2) 適正処理の確保　　(3) 環境学習の充実

本市は、一般廃棄物の減量化および適正な処理を進めるため、廃棄物の処理および清掃に関する法律第６条の規定に基づき、令和２(2020)年７月に守山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しました。当該計画は、令和３(2021)年 10 月の新環境センター稼働に伴う、ごみ処理によって発生する熱エネルギーを利用するサーマルリサイクルによる、ごみの分別の大幅な変更等を見据え、ごみの減量化・再資源化に向けた具体的な施策およびごみ排出量について４項目を目標として定めました。なお、計画期間は令和３(2021)年 10 月から令和 12（2030）年度までの 10 年であり、５年後の中間目標年度である令和７（2025）年度に、中間見直しを行ないます。

(2)　現行計画の目標値と達成状況

目標①　１人１日当たりのごみ排出量を７％削減します。
目標②　１人１日当たりの家庭系ごみの排出量を４％削減します。
目標③　１人１日当たりの事業系ごみの排出量を 15%削減します。
目標④　資源化率（リサイクル率）25.3%を維持します。

令和６（2024）年度の総排出原単位（1 人 1 日あたりのごみ量）は、679.7g/日・人、内訳として、家庭系ごみの総排出原単位（1 人 1 日あたりのごみ量）は 524.0g/日・人、事業系ごみの総排出原単位（1 人 1 日あたりのごみ量）は、155.7g/日・人であり、令和７（2025）年度の中間目標年度はもとより、令和 12（2030）年度の長期目標数値(総排出原単位　734.0 g/日・人、家庭系 547.7 g/日・人、事業系　186.3 g/日・人)を達成しています。

一方で、資源物収集と環境センターでの中間処理により資源化される総資源化量の総ごみ排出量の割合である「リサイクル率」は、年々減少傾向であり、令和６年(2024)度で 16.3%、23.5%の中間目標には達成していません。

		単位	基準値（H30年度）	中間目標（R7年度）	実績（R6年度）	達成状況	長期目標（R12年度）	推計値（R12年度）	達成見込	削減率（H30/R6）
総排出源単位（1人1日当たりのごみ排出量）		g/人・日	789.3	750.5	679.7	○	734.0	685.8	○	13.9%
	うち家庭系ごみ（国：生活系ごみ）	g/人・日	570.1	557.2	524.0	○	547.7	520.3	○	8.1%
	うち事業系ごみ	g/人・日	219.2	193.3	155.7	○	186.3	165.5	○	29.0%
リサイクル率		%	25.3	23.5	16.3	×	25.3	15.5	×	―
人口推計		人	83,313	84,769	85,957	―	86,290	87,515	―	―

※近隣市町の総排出原単位（１人１日当たりのごみ排出量）の推移

令和５年度一般廃棄物処理実態調査結果において、総排出原単位では、守山市は県内市町で３番目に少なく、市に限ると最も少ない排出量となっております。

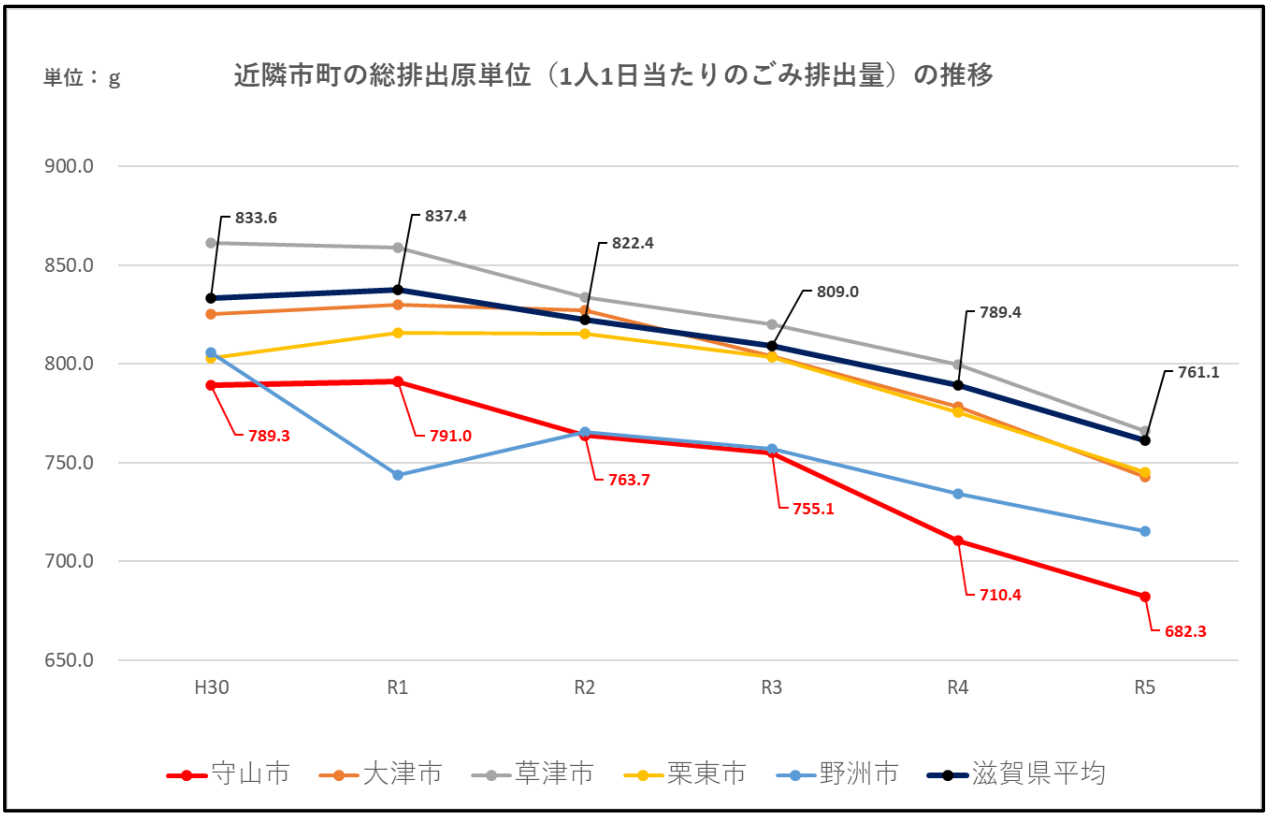

(3)　国および県の数値目標と達成状況

本市同様、国や県においても、１人１日あたりのごみ量は、家庭系ごみおよび事業系ごみ共に減少傾向であり、県においては令和５（2023）年段階で令和７（2025）年の目標数値を上回っています。

一方、リサイクル率においても、本市同様に国や県の実績値は目標数値を下回っています。

なお、本市の１人１日あたりのごみ量は、国や県の平均値よりも下回っているものの、リサイクル率についても国の平均よりも約３％下回っています。

			単位	基準値（H30年度）	実績（R5年度）	達成状況	中間目標（R7年度）	長期目標（R12）	備　考
国	総排出源単位		g/人・日	919.0	851.0	○	850.0	800.8	中間目標 第４次循環社会形成推進計画 最終目標 第５次循環社会形成推進計画 廃棄物処理法基本方針変更（R7.2） ※１ 令和12年度目標値は一般廃棄物排出量を令和４年度比で９％削減としており、具体の数値は出していないので、参考値とする。 ※２ 新たに一人一日当たりのごみ焼却量の目標数値が設定された。
		うち生活系ごみ（県・市の家庭系ごみ）	g/人・日	638.0	592.0	―	―	564.2	
		うち事業系ごみ	g/人・日	280.0	259.0	―	―	236.6	
		※家庭系ごみ（資源物収集量除く）	g/人・日	―	475.0	×	440.0	451.4	
	リサイクル率		%	19.9	19.5	×	28.0	26.0	
	ごみ焼却量		g/人・日	―	―	―	―	580.0	
滋賀県	総排出源単位		g/人・日	834.0	761.0	○	804.0	―	中間目標 第5次滋賀県廃棄物処理計画 最終目標 第6次循環社会形成推進計画 （令和７年度策定）
		うち家庭系ごみ	g/人・日	609.0	559.0	○	587.0	―	
		うち事業系ごみ	g/人・日	225.0	202.0	○	217.0	―	
		※家庭系ごみ（資源物収集量除く）	g/人・日	―	471.0	―	―	―	
	リサイクル率		%	18.7	15.7	×	18.5	―	
※参考　守山市		※家庭系ごみ（資源物収集量除く）	g/人・日	―	425.0	―	―	―	◎国・県の平均よりも少ない

※令和６（2024）年度に閣議決定された国の第５次循環社会形成推進計画および令和７（2025）年２月に変更された廃棄物処理法の基本方針では、これまでの総排出原単位においては、当基本計画の目標指標ではない資源物収集量を除いた数値で算出する「家庭系ごみの排出量」を目標数値とし、さらに新たに「ごみ焼却量」を目標設定しました。

２　ごみ量の推移

市内のごみ総排出量は、令和３年 10 月からの新環境センターの稼働に伴う分別方法の変更前後関係なく、継続して減少しています。

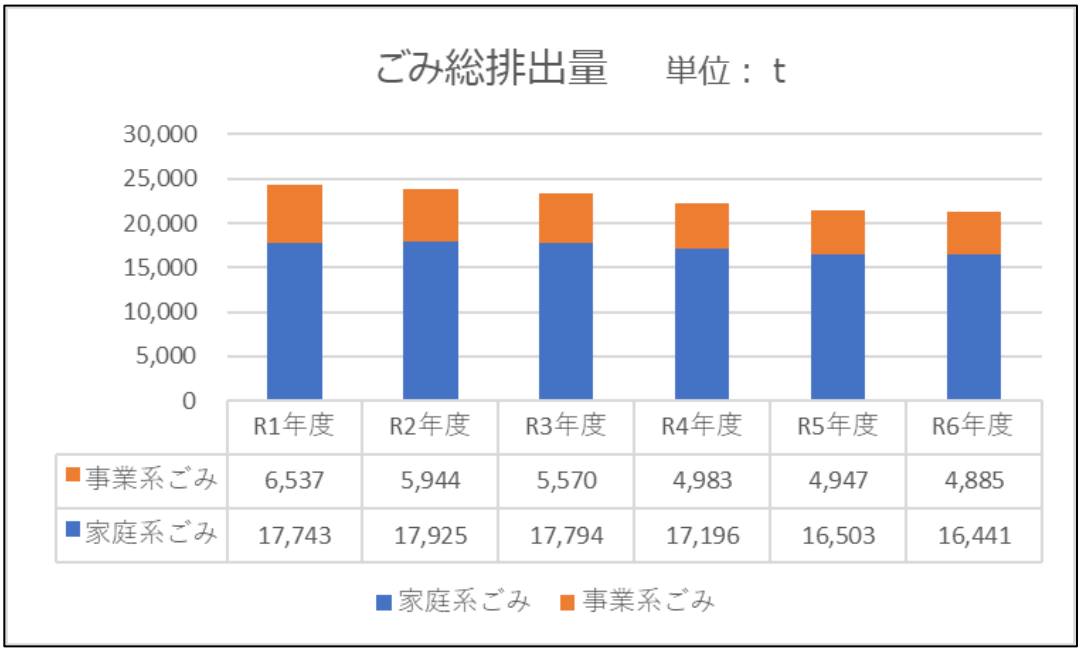

３　家庭系焼却ごみの組成分析の結果（令和５年度の平均）

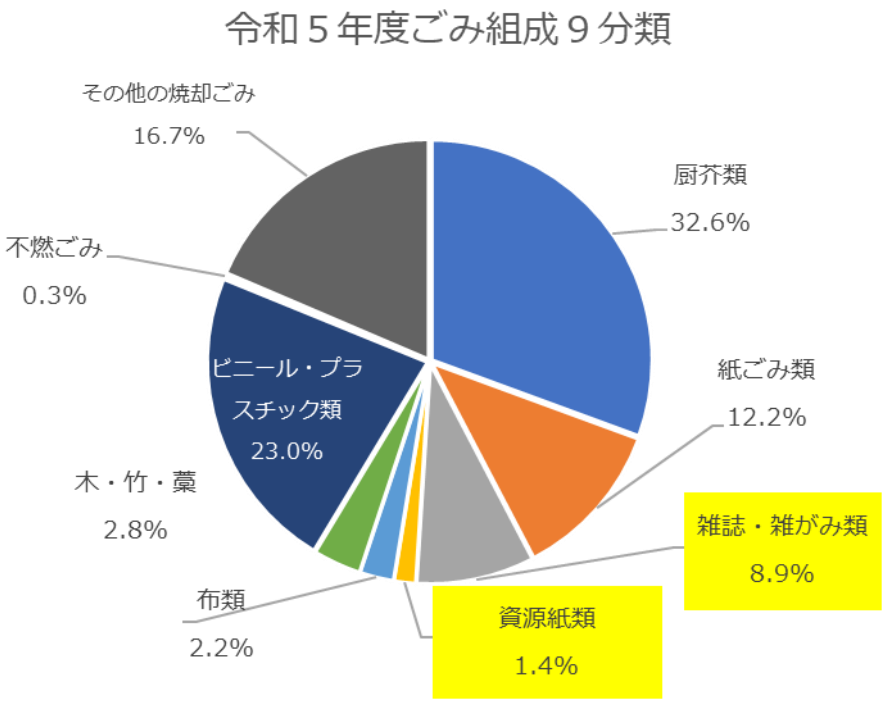

４　基本計画の取り組み状況について

別紙のとおり

５　課題

(1) 家庭系焼却ごみ量の増加

緩やかに人口が伸びている状況下、家庭から排出される焼却ごみにおいては、令和４（2022）年度から令和５年（2023）年度にかけて、337 トン、約 2.8%の減少となりましたが、令和６（2024）年度にかけては 133 トン、約 1.2%増加しています。とりわけ、家庭系焼却ごみの約 32.6%を占める生ごみの減量および約 10.3%を占める雑誌・雑紙類等の資源化の徹底化が必要です。

(2) 事業系破砕ごみの増加

家庭系破砕ごみは、令和４（2022）年度から令和６年（2024）年度の２年間にかけて、100 トン、約 6.0%の減少となった一方で、事業系マンションから排出される破砕ごみおよび一部公共から出る剪定枝等の事業系破砕ごみは 43 トン、約 9.2%増加しています。今後も、事業系マンションの増加が見込まれることから、管理会社等を通じて、継続してごみの減量化および資源化に係る啓発することが必要です。

(3) 環境センターへの自己搬入の増加

令和３年 10 月の新環境センターの稼働以降、月に１回までは手続きの簡略化として事前の申請を不要としたこと等から、自己搬入の件数は令和４年度から令和６年度の２年間で 1,091 件、約 7.3%増加しています。今後、自己搬入の推移を注視し、さらに増加することになれば、何らかの対策を検討する必要があります。

(4) リサイクル率の数値目標が大幅に未達成

近年デジタル化の進展により、新聞、雑誌の購読者の減少、以前は食品トレイを多く回収していたスーパー等においては、空き缶やペットボトル、雑誌・雑紙類、段ボールなど幅広い資源物の店頭回収を行っていることから、民間の回収ルートに回る資源物が増加したことにより、リサイクル率の減少につながっています。なお、市内の店頭回収の資源物量約 500 トンを加えた場合は、リサイクル率は約２％上昇します

また、不用品回収業者に金属くずや小型家電等が回収されていることや、集積所からの資源物の盗難の事案においても、不定期に発生していることもリサイクル率の減少の要因であり、自治会や守山警察署等と連携した啓発する必要があります。

(5) リチウム蓄電池および使用製品の適正な処理

リチウム蓄電池は、小型で軽量、エネルギー効率が良くモバイルバッテリー、スマートフォンなど、身の回りの多くの電化製品に使われている一方、衝撃が加わることが発熱・発火の原因となると言われており、電池に起因する火災事故が全国で年々増加している状況があります。本市においても、令和５年９月に破砕ごみに混入したモバイルバッテリーやスプレー缶、ライター等を起因とするパッカー車が全焼する火災事故が発生しました。

現在も、安全性に配慮し、リチウム蓄電池は乾電池回収ボックスで、蓄電池と一体化した使用製品は小型家電回収ボックスで適正に回収を行っていますが、今後もより多くの製品が流通することが予測されることから、より安全な対策が必要です。

(6) 一般廃棄物処理困難物への対応

家庭から排出される廃棄物は、市が処理する必要がありますが、環境センターで処理することができない廃棄物があり、それを処理困難物として位置づけ、市民に対しては購入店での引き取り等を案内しています。これら処理困難物への対応についても、環境センター内で受入体制を構築し、市民が排出できる環境を整備する必要があります。

(7) 少子高齢化等社会的課題に係る対応

高齢化および核家族化の進展により独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加しているなか、ごみを自ら排出することが困難な方が増加しており、ごみを排出することが困難な方への

支援が必要です。また、独居高齢者等の施設への入居時や死後の遺品整理等に伴う多量ごみの処理ついて対応する必要があります。

６　基本計画の見直しの考え方

(1)基本理念、基本方針は現計画を継続。

(2)ごみの分別変更による影響検証および国の通知などへの対応状況を追加

(3)最終年度の令和 12(2030)年度の排出量の推計および目標値の再設定

(4)現計画と排出実態との違いを改善するため、課題の抽出とその対策の新設と現対策の拡充

７　課題解決に向けた新たな取り組みおよび拡充（案）

(1) ３Ｒの推進

【Reduce：発生抑制】

１）【拡充】「買いすぎ」「食べ残し」「作りすぎ」による食品ロスに対する取組の強化

２）【新規】マイボトル運動の推進

３）【新規】集合住宅におけるごみの適正排出と減量化の推進

【Reuce：再利用】

１）【新規】リサイクルショップやフリマアプリの利用推進

２）【新規】不用品交換会・譲渡会の実施

【Recycle：再資源化】

１）【拡充】雑がみ類の分別徹底

２）【拡充】食品排出事業所への食品リサイクル法に基づく再利用の促進

３）【拡充】使用済み小型家電のリサイクル推進

４）【拡充】新たなリサイクル手法の検討・実施

５）【新規】剪定枝等の再生利用の推進

(2) 適正処理の確保

１）【拡充】資源物持ち去り防止の強化

２）【新規】リチウム蓄電池および使用した家電製品の適切な処理の強化

３）【新規】処理困難物に対する体制の整備

４）【新規】高齢者等ごみ出し支援等の実施

(3) 環境学習の充実

１）【新規】環境配慮型イベントの推進